

初めて予防行政に携わる人と
もう一步広い知識を求めている人のために

「令八区画」と「一棟別棟」

消防法令研究会

消防用設備等に関する規制（消防法一七条）の基本的な考え方は、「防火対象物の①用途、②規模（延面積）、③構造、④高さ、⑤開口部の有無、⑥収容人員等に応じてその防火対象物の危険度が決まり、その危険度に応じて設置すべき消防用設備等の種類や設置方法が決まる」ということである。

この場合の防火対象物の基本的な単位は原則として「一棟」である。一棟の建築物ごとに用途や延面積等の諸要素を決定し、それに基づいて設置すべき消防用設備等を決定することになっているのである。

（注）屋外消火栓設備及び動力消防ポンプ設備については、同一敷地内で接近して建てられている木造建築物等は、一棟とみなすこととされており（消防法施行令一九条二項、同令二〇条二項）、また、消防用水については、これと同様の考え方が建築物の構造に応じて適用される（同令二七項二項）など、複数の建築物の床面積を合計して危険度を評価する考え方もあるが、あくまでも例外的なものである。

しかし、建築物の中には、階段室型共同住宅のように、開口部の全くない耐火構造の壁や床によって複数の部分に区画され、「火災に対する危険度」という観点から見ると、単純に延面積で考えるのは適当でないものもある。また、渡り廊下等によって複数の建築

物が接続されているような構造のものもあり、その渡り廊下等の構造や接続の仕方によっては、一棟と考えるべきか複数棟と考えるべきか判断の難しいものも少なくない。

このような形態の建築物に対する考え方については、建築基準法ではあまりキチンと慮えていないが、消防法では明快である。前者についてはいわゆる「令八区画」という考え方があり、後者についてはいわゆる「一棟別棟の基準」という考え方である。

令八区画

いわゆる「令八区画」とは、通常、消防法施行令八条（別添一参照）が適用になるような開口部のない耐火構造の壁や床などの区画要素を指す場合と、これらの壁や床で区画された部分を指す場合がある。

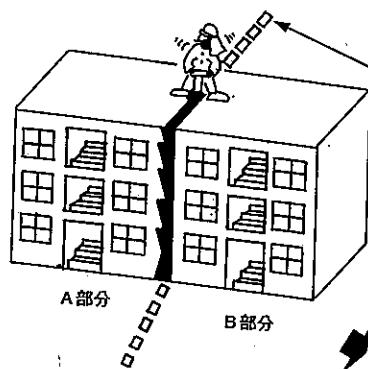
政令八条そのものは簡明な条文であり、特に解説の必要はないと思うが、この規定が適用になるかどうかで設置しなければならぬ消防用設備等が大幅に違ってくるので、留意しなければならない。

令八区画で最も一般的なものは図1のような階段室型の共同住宅である。表1の場合には、設置しなければならぬ消防用設備等は、政令八条が適用にならないければ屋内消火栓設備や自動火災報知設備が必要になるが、政令八

防火対象物が開口部のない耐火構造（建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。）の床又は壁で区画されているときは、その区画された部分は、*この節の規定の適用については、それぞれ別の防火対象物とみなす。

（*）この節……消防法施行令第3節「設置及び維持の技術上の基準」

消防法施行令第8条（別添1）



典型的な階段室型共同住宅の場合は、この点線の部分（開口部のない耐火構造の壁）で区画されている。
【令八区画】

この場合は、消防用設備等の設備基準を適用する際の延面積は、A部分とB部分で別々にカウントする

階段室型の共同住宅（図1）

条が適用になれば消火器だけでよいことになるので、その差は極めて大きくなるのである。

階段室型共同住宅以外でも、図2の

ような形態の建築物が開口部のない耐火構造の壁や床で区画されていれば、区画されたそれぞれの部分の面積が防火対象物の延面積とみなされて消防用

設備等の設置・維持義務が生じることとなるので、設置しなければならぬ消防用設備等ははるかに簡易なものとなり、その設置・維持費用が大幅に節約できることになる。ただし、設置が必要になった場合には、自動火災報知設備や屋内消火栓設備が区画ごとに必要になるなど、それなりの負担増がある場合があることにも留意しておく必要がある。

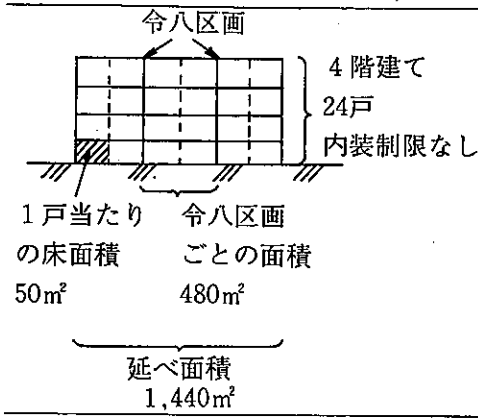
延面積の算定等については緩和的な効果もあるが、区画された部分ごとに避難階段を設けなければならぬなど、むしろ規制強化の側面が強い。これは、建築物の一部が開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されると、区画された他方の部分は避難経路としては使えなくなるので、同一階に二つの避難階段があっても事実上二方向避難などが不可能になってしまう、というような事態を防止する意味が強いものと考えられる。

一棟別棟の基準

通称「一棟別棟の基準」は、「設置単位通達」とも呼ばれるもので、昭和五〇年三月五日付け消防第二六号で消防庁安全救急課長から各都道府県消防主管部長あて通知されたものである。内容は別添2を参照して頂けば明快であると思うが、簡単に整理すると、おおむね次のようなものと理解して頂けばよいだろう。

①一棟別棟の基準は、建築物と建築物が渡り廊下、地下連絡路又は洞道によって接続されている場合に、それらの建築物が一棟とみなされるべきか別棟として扱っても差し支えないものであるかを判定する基準を示したものである。

②建築物が渡り廊下等で接続されている場合は、全体として「一棟」とみ



令八区画がないとした場合

令八区画がある場合

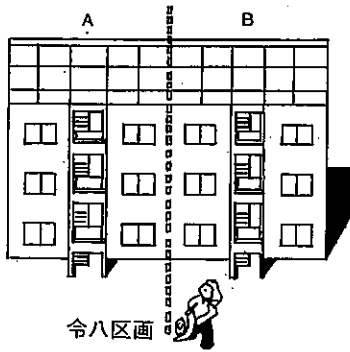
・消火器

・消火器

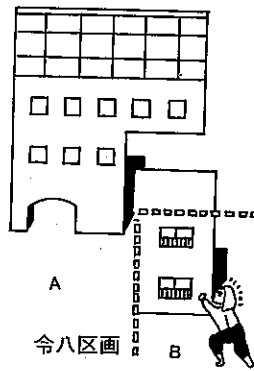
・屋内消火栓設備

・自動火災報知設備

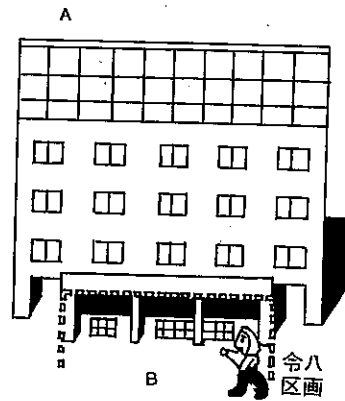
設置すべき消防用設備等 (表1)



耐火構造の壁で区画されるタイプ
階段室型共同住宅以外の場合 (図2)



耐火構造の壁及び床
で区画されるタイプ



下駄ばきアパートタイプ

施工方法等については細かい条件が付されている場合もあるので、表2に示した行政実例の通知番号によって、原典を確かめた方が無難であろう。

(表2参照)

(注)建築基準法施行令一七条二項は、令八区画と同様の考え方であるが、同項は第二節(廊下、避難階段及び出入口)に関するものであり、

行政実例通知番号	用途	材 質	管 径	その他の条件
S 51.3.29-52	給配水管	鋼管	150mm	
S 52.5.4-87	給水管	石綿ビニル二層管	100mm	
S 53.9.9-179	給配水管	石綿ビニル二層管	—	両端1mに鋼管を重ねる
S 54.12.17-246	給配水管	石綿ビニル二層管	呼 び 150mm	近似外径185
S 56.1.10-7	給配水管	繊維補強軽量モルタル被覆硬質塩化ビニル管 繊維強化モルタル被覆硬質塩化ビニル管		昭和54.12.17-246による近似外径186 183
S 58.4.14-65	給配水管	建築排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	呼 び 150mm	外径165
S 59.5.19-88	給配水管	繊維モルタルビニル二層管	呼 び 150mm	S 54.12.17-246による 外径183
H 4.8.12-162	給配水管	耐熱シート材によるさや管方式給湯給水管 耐熱シート材による断熱被覆銅管配管	開口 0.1m ² (350mm) 開口 200mm	外径56 外径104
H 5.8.20-238	給配水管 空調用冷温水管	耐熱シート材による合成樹脂配管	開口200 250 mm	
H 5.8.26-243	ガス管	軟質塩化ビニルライニングガス用ステンレス鋼フレキシブル管	呼び25mm 開口 120×120	

表2—令八区画の貫通が認められている配管（表2）

③ 一方の建築物で火災が発生した場合に、接続部にある渡り廊下等を紹介して、他方の建築物に火災が延焼拡大したり煙が大量に伝搬したりする可能性が極めて少ないと認められる場合に限り、例外的に「別棟」として

扱って差し支えない、とするのが基本的な考え方である。
④ 別棟として扱っても差し支えないとするのであれば（以下⑤～⑨において同じ）、「渡り廊下」等の断面積はなるべく小さく、建築物相互の間隔はなるべく大きく取る必要がある。

第二 建築物建築物が渡り廊下（その他これらに類するものを含む。以下同じ。）、地下連絡（その他これに類するものを含む。以下同じ。）又は洞道（換気、暖房又は冷房の設備の風道、給配水管、配電管等の配管類、電線類その他これらに類するものを布設するためのものをいう。以下同じ。）により接続されている場合は、原則として一棟であること。ただし、次の各号の一に該当する場合は別棟として取扱って差しつかえないものであること。

1 建築物と建築物が地階以外の階において渡り廊下で接続されている場合で、次の(1)から(3)までに適合している場合

(1) 渡り廊下は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃性物品等の位置その他通行上の支障がない状態にあるものであること。

(2) 渡り廊下の有効幅員は、接続される一方又は双方の建築物の主要構造部が木造である場合は3m未満、その他の場合は6m未満であること。

(3) 接続される建築物相互間の距離は、1階にあっては6m、2階にあっては10mを超えるものであること。ただし、次のアからウまでに適合する場合は、この限りではない。

ア 接続される建築物の外壁及び屋根（渡り廊下の接続部分からそれぞれ3m以内の距離にある部分に限る。次のイにおいて同じ。）については、次の(ア)又は(イ)によること。

(ア) 耐火構造又は防火構造で造られていること。

(イ) (ア)以外のものについては、耐火構造若しくは防火構造のへいその他これらに類するもの又は

閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備若しくはドレンチャー設備で延焼防止上有効に防護されていること。

イ アの外壁及び屋根には開口部を有しないこと。ただし、面積4㎡以内の開口部で甲種防火戸又は乙種防火戸が設けられている場合においては、この限りでない。

ウ 渡り廊下については次の(ア)又は(イ)によること。

(ア) 吹き抜け等の開放式であること。

(イ) (ア)以外のものについては次のAからCまでに適合するものであること。

A 建築基準法施行令第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分を鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他の部分を不燃材料又は準不燃材料で造ったものであること。

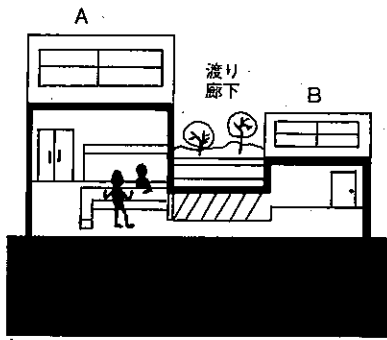
B 建築物の両端の接続部に設けられた出入口の部分の面積はいずれも4㎡以下であり、当該部分には甲種防火戸又は乙種防火戸で、随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖する構造のものを設けられていること。

C 次の自然排煙用開口部又は機械排煙設備が排煙上有効な位置に、火災の際容易に接近できる位置から手動で開放できるように又は煙感知器の作動と連動して開放するように設けられていること。ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が設けられているものにおいてはこの限りでない。

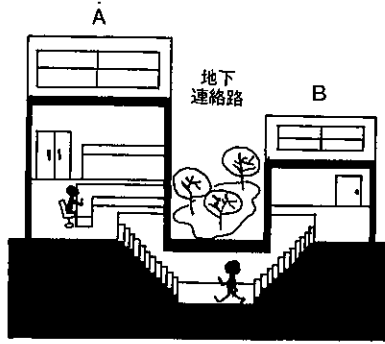
（こうしておかないと、「渡り廊下」と称するもので接続された巨大な建築物に消防用設備等が殆ど設置されない、などという脱法的な行為がまかり通る恐れがあるからだろう。）
⑤ 渡り廊下等それ自体及びその内部にあるものが延焼媒体になることは避

ける。
⑥ 渡り廊下等は、出来るだけ開放的にして火煙が伝搬しにくくするのが原則であるが、やむを得ず開放性が確保できない場合には、排煙設備を設置する。
⑦ 接続部分の開口部はなるべく小さく

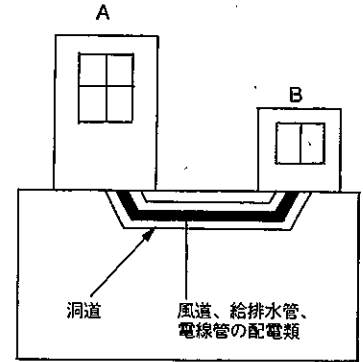
消防用設備等の設置単位について（一部）（別添2）



渡り廊下で接続される場合



地下連絡路で接続される場合



AとBが1棟とみなされるか別棟とみなされるか、それが問題だ

味では、この両者は同じ概念の裏表の
関係にあると言えるだろう。
いずれにしても、ルーズな運用をする
と消防用設備規制の根幹が崩れる可能
性があるので、消防機関としてはその
運用に慎重を期する必要がある。

右の説明でもおわかりのとおり、令
八区画は消防用設備等の設置に関する
「棟単位の原則」の例外措置を定めた
ものであり、一棟別棟の基準は「棟単
位の原則」を前提とした上で「一棟と
は何か」という考え方の基準を整理し
たものである。この両者の考え方の基
本は、いずれも火煙の拡大防止性能と
いう視点であり、「十分な火煙拡大防
止性能があるものによって区画されて
いる場合には、消防用設備等の設置に
ついては別の建築物とみなして差し支
えない」という考え方である。その意
味では、この両者は同じ概念の裏表の
関係にあると言えるだろう。

令八区画と 一棟別棟の基準

- ⑧ 建築物の渡り廊下との接続部分付近に防火措置を講ずることにより、渡り廊下を介して建築物の外周部から延焼拡大することを防止する。
 - ⑨ 接続部分にスプリンクラー設備やドレンチャージャー設備が設置されていると、制限は相当緩和される。
- するとともに防火戸を設置して、開口部を介して延焼拡大することを防止する。

ケーブル防災設備協議会

BCJ 評定工法の品質管理の一環として、評定工法に適合した施工箇所に **工法表示ラベル** を一定基準により貼っています。尚、バスダクトについてもバスダクト専用ラベルを使用しています。

〔工法表示ラベル〕

ケーブル貫通部の防火措置工法
 評定番号 BCJ ー防災ー○○○
 評定取得会社 ○○○○○○
 施工会社
 施工年月 年 月

再施工される場合は、この「工法表示ラベル」を剥がし新しい「ラベル」に張り直して下さい。

ケーブル防災設備協議会

- 会 員：大 淀 化 工 株 式 会 社
 原 電 工 事 株 式 会 社
 昭 和 電 線 電 纜 株 式 会 社
 新 日 鐵 化 学 株 式 会 社
 住 友 ス リ ー エ ム 株 式 会 社
 住 友 電 気 工 業 株 式 会 社
 タ ッ タ 電 線 株 式 会 社
 寺 崎 ネ ル ソ ン 株 式 会 社
 東 レ ・ ダ ウ コ ー ニ ン グ ・ シ リ コ ン 株 式 会 社
 ト ヨ ク ニ 電 線 株 式 会 社
 西 日 本 電 線 株 式 会 社
 日 東 化 成 工 業 株 式 会 社
 日 本 イ ン シ ュ レ ー シ ョ ン 株 式 会 社
 日 立 電 線 株 式 会 社
 株 式 会 社 フ ジ ク ラ
 古 河 電 気 工 業 株 式 会 社
 三 菱 電 線 工 業 株 式 会 社
 矢 崎 総 業 株 式 会 社

(5音順)

事務局：〒104 東京都中央区築地1-12-22
 コンワビル6階 ㈱日本電線工業会内
 TEL 03(3546)8750 FAX 03(3542)6037